

「交通機関部品の製造事業 業種 4.8 の改正 (No. S. 3/2549)」

2006 年

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

投資奨励委員会 布告

No. S.3 / 2549

件名：交通機関部品の製造事業 業種 4.8 の改正

交通機関部品製造事業 業種 4.8 に関し、条件改正を妥当とみなし、
仏暦 2520 年投資奨励法第 16 条第 2 段による権限に基づき、委員会は委員会布告
No.2/2543 仏暦 2543 年 8 月 1 日付件名奨励を付与する事業の種類、規模、条件の末尾の
奨励を与える業種表の業種 4.8 を廃止し、条件を以下と定める布告を制定する。

業種	条件
4.8 交通機関部品製造事業	<ol style="list-style-type: none">以下を特別事業として定める。<ol style="list-style-type: none">ABS ブレーキシステムの製造Catalytic Converter 用 Substrate の製造Electric Fuel Injection System の製造交通機関のタイヤ製造においてのみ、全ゾーンにて機械輸入関税の免除。権利恩典に関しては投資奨励委員会布告 No.1/仏暦 2543 年により付与するものとする。

仏暦 2549 年 5 月 22 日より有効である。

布告日 仏暦 2549 年 6 月 27 日

ソムキッド・チャトシーピタク

副首相

委員会議長代理